

神石高原町油木地域交流拠点施設指定管理業者の選考基準

1. 業務目的

神石高原町油木地域交流拠点施設指定管理業者の指定（以下「指定」という。）によりサービスの拡充・向上を図るため民間業者等の企業経営力を活用し、経費の縮減を図りながら、施設を有効利用した運営を目指すものである。

2. 業者の選考方法

応募者から指定に取り組むまでの考え方、事業計画、収支計画等の企画提案資料を一定の基準に基づき審査を行い、最も評価の高い者を第1優先交渉権者として内定する。

3. 審査員 6名

①副町長 ②総務課長 ③総務課長補佐 ④産業課長 ⑤産業課長補佐 ⑥外部有識者

4. 審査方法

提出書類により審査を行う。必要によりヒアリングを実施（各者30分程度）し、その内容を総合的に評価し、最もすぐれた者を選考する。

5. 評価内容及び評価方法

項目	審　查　内　容	配点
1	指定管理者になる意欲があるか	10
2	管理運営の基本方針が明確になっているか	10
3	緊急時の対応策が明確になっているか	10
4	料金設定は妥当であるか	10
5	施設の維持管理方法は適切であるか	10
6	運営管理を行う体制は十分であるか	10
7	自主事業等、来園者を増やすための方策は実現可能なものか	10
8	指定管理料削減の方策は適切かつ実現可能なものか	10
9	特にアピールできる点について選定の上で考慮できるものか	10
10	指定管理料削減額 (様式第3号収支予算書に記載の指定管理料÷4,500千円)	10
合　計　(100点×審査員6名)		100

6. 評価基準

(1) 審査員は、審査項目について、各 10 点満点で評価するものとする。

各項目の配点×評価点数によるものとし、評価基準は次のとおりとする。

評価基準（項目 1～9）	評価基準（項目 10）	評価点数
非常に期待できる	0.5 以下	1.0
期待できる	0.51～0.89 以下	0.7
普通	0.9 以上	0.5
あまり期待出来ない	-	0.3
期待できない	-	0.1

(2) 判定

合計点数（600 点満点）の最も高い者を選考する。